

環境影響評価調査計画書審査意見書

「(仮称) 新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池 百合子

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：株式会社京葉興業

代表者：代表取締役社長 鈴木 宏和

所在地：東京都江戸川区篠崎町一丁目 2 番 6 号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：(仮称) 新砂総合資源循環センター建設事業

種 類：廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の所在地

東京都江東区新砂町三丁目 1 1 番 7 号

第2 意 見

【大気汚染、騒音・振動 共通】

本事業では、更新後の処理能力の増加により関連車両の増台が見込まれることから、現況と施設供用後の関連車両台数の比較を明らかにした上で、主な走行経路における大気汚染及び騒音・振動の影響を予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。